

議案第 12 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する  
条例について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 管理者が医師である場合は、その給与として前項に定めるもののほか、<u>特殊勤務手当及び研究手当</u>を支給する。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第2項に規定する特殊勤務手当の額は、その給料月額<u>の100分の80</u>を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p><u>3 前条第2項に規定する研究手当の額は、月額10万円とする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(給与等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 管理者が医師である場合は、その給与として前項に定めるもののほか、特殊勤務手当を支給する。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第2項に規定する特殊勤務手当の額は、その給料月額<u>の100分の50</u>を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。